1の1 NONOICHIレンタサイクル事業利用規約

（目的）

第１条　この規約は、市民及び本市を訪れる者に環境に優しい交通手段の提供および交通アクセスの利便性の向上を図り、本市の観光振興に寄与することを目的とする貸出用自転車（以下「レンタサイクル」という。）を貸し出す1の1 NONOICHIレンタサイクル事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

　（運営）

第２条　この事業は、野々市市観光物産協会（以下「協会」という。）が運営する。

（取扱施設）

第３条　レンタサイクルの貸出し及び返却受付を行う施設（以下「取扱施設」）は、別表１に定める施設とする。

（利用対象者）

第４条　レンタサイクルを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）中学生以上の者であること。ただし、保護者が同伴する場合は、この限りでない。

（２）レンタサイクルを利用するにあたり、安全上支障のない者であること

（利用時間等）

第５条　レンタサイクルを利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、午前９時から午後５時までとする。ただし、レンタサイクルの貸出受付時間は、午後３時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、観光物産協会会長（以下「会長」という。）は、管理上特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

（利用日）

第６条　レンタサイクルの利用日は、1の1 NONOICHIの営業日とする。

（利用の申込み）

第７条　レンタサイクルを申込みしようとする者（以下「申込者」という。）は、1の1 NONOICHIレンタサイクル利用申込書（様式）を会長に提出しなければならない。ただし、複数人が利用する場合は、代表者の申請とする。

２　申込者は、運転免許証、マイナンバーカード、学生証等の氏名及び住所が掲載された本人を確認することができる書面の写しを提出しなければならない。

　（利用の事前予約）

第８条　申込者は、レンタサイクルを利用しようとする日の２週間前から事前予約ができるものとする。

（利用許可の制限）

第９条　会長は、申込者によるレンタサイクルの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第７条の規定によるレンタサイクルの利用の許可（以下「利用許可」という。）を行わないものとする。

（１）公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき

（２）レンタサイクルの管理上、支障があると認められるとき

（３）荒天等のため、利用者に危害等が及ぶことが予測されるとき

（４）利用料を納付しないとき

（５）その他会長が適当でないと認めるとき

（利用許可の取消し等）

第10条　会長は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、または当該利用許可を取り消すことができる。

（１）この規約に違反したとき

（２）虚偽その他不正な行為により利用許可を受けたとき

（３）その他会長が必要であると認めたとき

（利用料）

第11条　利用者は、利用前に、別表２に定める利用料を現金で納付しなければならない。

２　利用者は、第７条の申込書に記載した利用時間を15分以上超えた場合は、次の貸出時間帯の料金の不足分を支払わなければならない。

（利用料の不還付）

第12条　既納の利用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により、レンタサイクルが利用できない場合はこの限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第13条　利用者は、レンタサイクルの利用に関する権利を譲渡し、または転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第14条　利用者は、自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクルに故障等があった場合は、別表３に定める損害を賠償しなければならない。

（レンタサイクルの返却）

第15条　利用者は、利用時間内に、会長が指定する場所にレンタサイクルを返却し、レンタサイクルの点検を受けなければならない。

（利用方法および厳守事項）

第16条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）利用する前には、レンタサイクルに異常がないことを確認すること

（２）レンタサイクルを適正に管理かつ使用すること

（３）レンタサイクルにパンク等自然発生的なトラブルが生じたときは、速やかに取扱施設へ連絡をすること

（４）利用時間内にレンタサイクルを返却することができなくなった場合は、速やかに取扱施設へ連絡をすること

（５）酒気帯び運転、乗車人員の制限を超える乗車その他交通法規に違反してレンタサイクルを使用しないこと

（その他）

第17条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この規約は、令和元年７月２日から施行する。

別表１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱施設 | 自転車置き場 |
| 通常 | 晴天の休日 |
| にぎわいの里ののいちカミーノ内協会事務所 | にぎわいの里ののいちカミーノ自転車置き場 | 1の1 NONOICHI店舗前 |

別表２（第11条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 利用料 |
| ２時間 | ４時間 | ６時間 | ８時間 |
| シティサイクル | 200円 | 500円 | 800円 | 1,000円 |

別表３（第14条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 賠償料 |
| 故障、パンク | 実費 |
| 盗難、事故 | 5,000円 |
| その他 | 会長の指示による |

様式（第7条関係）

1の1 NONOICHIレンタサイクル利用申込書

申請日　令和　　年　　月　　日

1の1 NONOICHIレンタサイクル事業利用規約を順守し、下記のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者（代表者） | 氏名 |  | 電話番号 | 　 |
| 利用台数 | 　　　　台 | 利用時間帯 | 時　　分　～　　　時　　分計　　時間　　分 |
| 他の利用者 | 氏名 |  | 年齢 | 　　　　　　　　　歳 |
|  | 氏名 |  |  | 　　　　　　　　　歳 |
|  | 氏名 |  |  | 　　　　　　　　　歳 |
|  | 氏名 |  |  | 　　　　　　　　　歳 |

　小学生以下の方は、保護者の方と一緒に利用してください。

申請者の方の運転免許証、マイナンバーカード、学生証等をご提示ください。コピーをいただき自転車

返却後、破棄します。

前払い料金は還付しません。

【協会記入欄】

返却時刻　　　　時　　　分

前払い　　　　　　　　　　　　　　追加　　　　　　　　　　　　合計

　　　　　円

　　　　　円

　　　　　円

利用料金　　　　　　　　　　　　　料金

切り取り

1の1 NONOICHIレンタサイクル利用料領収書兼利用許可書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

前払い利用料金　　　　　　　円　　　　　　　時　　　分　～　　　時　　分（　　時間）

追加料金　　　　　　　　　　円　　　　使用自転車番号　　１・２・３・４・５

合　　　　計　　　　　　　　円　　　　※返却時間が遅れる場合は、ご連絡ください。

電話076-248-7332

上記の金額を領収しました。

野々市市観光物産協会

会長　魚　住　正　栄